

県民の皆様へ

令和7年4月1日より

# 法改正により押印が廃止されます！



建築基準法に基づく確認済証等の押印が廃止される法改正により、神奈川県が交付する確認済証・長期優良住宅認定書等について、押印が廃止されます。

## ○押印が廃止される処分通知の例

- 建築基準法施行規則
  - ・第5号様式 確認済証
  - ・第21号様式 検査済証
  - ・第28号様式 中間検査合格証
  - ・第35号様式、第35号の2様式 仮使用認定通知書 等
- 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則
  - ・第2号様式 認定通知書
  - ・第4号様式 変更認定通知書 等
- 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則
  - ・第6号様式 低炭素建築物新築等計画認定通知書
  - ・第8号様式 低炭素建築物新築等計画変更認定通知書
- 建築物省エネ法
  - ・第3号様式 適合判定通知書
  - ・第28号様式 建築物エネルギー消費性能向上計画認定書
  - ・第30号様式 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定通知書 等



○次の特定行政庁及び指定確認検査機関が発行する処分通知は、このお知らせ内容の対象外です。  
(横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、大和市)

☎このチラシに関する問合せ先☎

神奈川県県土整備局建築住宅部建築指導課建築指導グループ 045-210-1111(代)

押印廃止に併せて、神奈川県が交付する処分通知の用紙が  
県独自の偽造防止用紙となります！

- 独自の偽造防止用紙は印刷すると  
「複写」や「県章(県のマーク)」が浮き出ます！
- 背景に県の鳥である「かもめ」のマークが印刷されています！

※ 処分通知等の偽造は公文書偽造等に該当し、刑法(明治40年法律第45号)第155条に基づく処罰の対象となるほか、申請手続の委任を受けた建築士が関与した場合、当該建築士は建築士法に基づく懲戒処分が科される可能性があります。

## お問合せ先

土木事務所名	担当課	所管区域	電話(代表)
横須賀土木事務所	まちづくり・建築指導課	逗子市、三浦市、葉山町	046-853-8800(代)
平塚土木事務所	まちづくり推進課 建築指導課	伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町	0463-22-2711(代)
厚木土木事務所	まちづくり・建築指導課	愛川町、清川村	046-223-1711(代)
厚木土木事務所 東部センター	まちづくり・建築指導課	海老名市、座間市、綾瀬市	0467-79-2800(代)
県西土木事務所	まちづくり・建築指導課	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町	0465-83-5111(代)

※長期優良住宅法・エコまち法に関するお問い合わせは  
本庁建築指導課建築指導グループ 045-210-6242

☎このチラシに関する問合せ先☎

神奈川県県土整備局建築住宅部建築指導課建築指導グループ 045-210-1111(代)